

引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について ～令和3年度当初予算ベース～

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度岩手町一般会計当初予算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)に係る使途は、以下のとおりとなります。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 138,163 千円

【歳出】社会保障経費等に要する経費(一般財源) 1,508,179 千円

(単位:千円)

事業名(区分)		予算額	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	起債	その他	引上げ分の地方消費税収	その他
社会福祉	障害者福祉事業	591,595	260,332	148,818		3,890	33,529	145,026
	高齢者福祉事業	169,237		832	12,600	63,271	9,592	82,942
	児童福祉事業	640,229	175,034	60,698	9,400	28,078	36,285	330,734
	母子福祉事業	29,085		8,398	15,700	952	1,649	2,386
	小計	1,430,146	435,366	218,746	37,700	96,191	81,055	561,088
社会保険	社会保険事業	680,206	15,214	86,271		339	38,551	539,831
	小計	680,206	15,214	86,271		339	38,551	539,831
保健衛生	保健衛生事業	327,431	1,920	7,391	17,600	12,866	18,557	269,097
	小計	327,431	1,920	7,391	17,600	12,866	18,557	269,097
合計		2,437,783	452,500	312,408	55,300	109,396	138,163	1,370,016